

はじめに

本校では、四日市市いじめ防止基本方針に基づいて、「いじめの防止」等を推進するため、今まで学校が取り組んできていることや今後大切にしていきたい取組についてまとめるとともに、「重大事態」等に対処するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

併せて、「小山田小学校いじめ防止対策年間計画」や「いじめが起こった場合のフロー図」も示しました。

いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※個々の行為が「いじめ」であるかどうかの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

※好意から行ったことで、意図せず相手側に心身の苦痛を感じさせた場合も、法が定義するいじめには該当する。ただし学校は、いじめという言葉を使わずに指導することなど柔軟な対応も可能である。

具体的ないじめの態様（文部科学省）は、次のようなものがある。

- ① 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取組

1 いじめ未然防止の取組

学校づくりビジョン達成に向けた取組を推進することにより、一人ひとりの自尊感情を高め自信を持たせるとともに、人権感覚を育てることで信頼し合う望ましい集団づくりを進めます。

小山田小学校 学校づくりビジョン

・学校教育目標

「夢と志を持ち、自ら学び、たくましく生きる子どもの育成」

子ども ～めざす子どもの姿～

- 自ら考え、主体的に行動する子ども
- 対話を通して問題解決する子ども
- くじけずに、粘り強く取り組む子ども

学校 ～めざす学校の姿～

- 安心できる学校
- 学ぶことが楽しい学校
- 地域とともにある学校

教職員 ～めざす教職員の姿～

- 確かな人権感覚と教育への使命感をもつ教職員
- 時代に対応し、共に学び続ける教職員
- 相手に寄り添い、誠実に行動する教職員

<重点1> 確かな学力（資質・能力）の定着

- ① 問題解決能力の向上のため主体的・対話的で深い学びとなる授業づくり
- ② ICTを活用し、個別最適な学びと協働的な学びを往還する学習の充実
- ③ すべての教育活動での言語能力・情報活用能力の育成
- ④ 家庭学習の習慣化

<重点2> こころとからだの健全な育成

- ① 想像力・探求心を伸長する読書習慣の定着
- ② 「考え、議論する道徳」の時間の充実
- ③ 運動 好きの子どもの育成
- ④ すこやかなこころとからだを育む食育・健康教育の推進
- ⑤ 防災・安全教育の推進

<重点3> よりよい未来社会を創造する力の育成

- ① 特別活動を要としたキャリア教育の推進
- ② 互いの違いやよさを認めあう人権教育の充実
- ③ 自己指導能力の育成

<地域人材・地域関係団体との協働・学びを支える学校づくり>

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 保護者・地域・関係機関との連携 | <input type="checkbox"/> 学校公開、たより、HPで学校教育を発信 |
| <input type="checkbox"/> 地域の特色を生かした教育活動の推進 | <input type="checkbox"/> 校務の効率化と勤務縮減の推進 |
| <input type="checkbox"/> 学びの一体化の推進 | <input type="checkbox"/> 学びを支える指導体制の充実・特別支援教育の充実 |
- コミュニティスクール（学校運営協議会） 地域に学ぶ / 地域と学ぶ / 地域で学ぶ

※学校づくりビジョンの全体は別紙

2 いじめ防止の啓発

- (1) 『いじめ』に関する指導の手引」を有効活用しています。
 - ① 手引を基にして、いじめについての共通理解を図っています。
 - ② 「いじめ発生時の基本的な対応図」により、予防対策、早期発見、早期対応、解決を図るまでの対応を明確にしています。
- (2) 「いじめ事例別ワークシート～すべては子どもの笑顔のために～」等を活用し、教職員自身のいじめに対する人権意識を見直すための研修会を実施しています。
- (3) いじめに関するリーフレット「いっしょに考えよういじめ問題（保護者編）かけがえのない子どもたちのために」（各種相談機関一覧掲載）を保護者に配付し、学校とともにいじめ問題について考える機会とします。
- (4) 図画工作の授業の道徳的な教材として、「いじめ防止啓発ポスター」等を作成したり、いじめ防止標語を考えたりし、全校へいじめ防止への意識の高揚を図ります。
- (5) 各種相談機関を周知します。

- ① 「いじめや体罰等に関する相談電話（059-354-8169）」
「いじめ相談メール（<http://www.city.yokkaichi.mie.jp/y-ijimesoudan/>）」
「不登校や発達障害に関する相談電話（059-354-8285）」（教育支援課）
- ② 「青少年と家庭の悩み相談電話（059-352-4188）」（こども未来部青少年育成室）
- ③ 「人権に関する相談電話（059-354-8610）」（人権・同和政策課人権相談専用）
「子どもの人権110番」（0120-007-110）（法務局）
- ④ 「被害少年の悩み、問題行動等（059-354-7867）」（北勢少年サポートセンター）
- ⑥ 「児童虐待、不登校、養育等（059-347-2030）」（北勢児童相談所）
- ⑤ 「いじめ電話相談」（059-226-3729）（三重県総合教育センター）

3 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知しています。

- (1) 日常的な取り組み
 - ① 教職員による日常的な児童との対話や観察、連絡帳等による児童の変化やサインに気づくための指導をしています。そのため、日記、作文、生活記録ノート、班ノートなども活用しています。
 - ② いじめ等問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営をしています。
 - ③ 管理職や教職員が校内を巡回して安全対策を行っています。
- (2) 児童に、「いじめ調査」を年間3回（毎学期）といじめの状況を把握しています。
- (3) 児童に、「学級満足度調査（Q-U調査）」を年2回実施し、一人ひとりの状況及び学級の状況を把握しています。
- (4) 教育相談を実施しています。
 - ① 「いじめ調査」「学級満足度調査（Q-U調査）」を基にして、教職員が児童一人ひとりに対して面談による教育相談を毎学期実施し、児童の不安や心配事等の心の状況を把握しています。
 - ② 『いじめ』に関する指導の手引」の「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用します。
- (5) スクールカウンセラー（臨床心理士等）とともに、被害児童の心のケアを最優先に行います。また、

必要に応じて、加害児童のケアも行います。

- (6) 緊急な被害児童の心のケアに対しては、臨床心理士の派遣を教育委員会に依頼します。
- (7) 学校だけで解決が難しい対応に対しては、スクールソーシャルワーカー等を活用し、問題解決に向けて支援します。
- (8) インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策をします。
 - ① 小学校低・中・高学年用「事例で学ぶ Net モラル」(学校・園データベース参照)を道徳・社会科の授業や総合的な学習の時間等で活用します。
 - ② 教職員が「ネットモラル」の研修会に積極的に参加します。
 - ③ PTAと連携し、インターネットやスマートフォン等の安全な使い方等の保護者への啓発に努めます。
 - ④ 外部機関と連携をとりながら啓発を進めていきます。

4 いじめ事案に対する対応

- (1) いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」に報告します。
- (2) 被害児童を全面的に支え、守る姿勢で対応します。
- (3) 被害児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図ります。
- (4) 加害児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図ります。
- (5) 周囲の児童からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながることに、学級、学年、学校全体に指導します。
- (6) 教育委員会に第1報をいれるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受けます。
- (7) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応します。

第2章 いじめ防止のための校内組織

1 校内組織

- (1) 「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。
 - ① 構成員は、管理職、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーです。なお、必要に応じて、コミュニティスクール運営協議会代表が委員会に参加を依頼します。
 - ② いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取組」により、早期に解決を図ります。
 - ④ いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、集約及び整理をして、児童及び保護者、教育委員会に報告します。
 - ⑤ 解決を図るために、教育委員会に継続的に報告をするとともに、指導・助言を受けます。
- (2) 「生徒指導委員会」を行っています。
 - ① 構成員は、管理職、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー等です。
 - ② 学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について協議しています。

2 学校関係者及び各種団体との連携

学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携してきています。

- (1) PTA及びコミュニティスクール協議会と協働しています。

- (2) 事案により、保育園、幼稚園、小学校、他の中学校と連携し、情報共有を行っています。
- (3) 主任児童委員、民生委員児童委員、青少年育成協議会、社会福祉協議会、自治会、市民センター等と連携しています。
- (4) 学校自己評価及び学校関係者評価において、いじめに係る検証を行います。

第3章 保護者と児童の役割

1 保護者として

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめをしない、させないしつけをお願いします。

教育基本法（第10条）にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めです。

- (1) どの児童も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけてください。
- (2) 児童のいじめを防止するために、学校や地域の人々など児童を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組んでください。
- (3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報してください。

2 児童として

- (1) 一人ひとりが、自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない学校づくりに努めてください。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当該の児童に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努めてください。

第4章 関係機関との連携

1 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図っています。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 四日市南警察署（生活安全課）(2) 北勢少年サポートセンター(3) 小山田駐在所 |
|--|

2 他の関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図ってきています。

- (1) 北勢児童相談所
- (2) 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議
- (3) 人権センター
- (4) こども保健福祉課家庭児童相談室
- (5) 男女共同参画課
- (6) 文化国際課多文化共生推進室
- (7) 津地方法務局四日市支局及び四日市人権擁護委員協議会

第5章 重大事態発生時の対処

1 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、調査を実施します。また、当該の児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ① 児童が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な障害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定しています。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いじめが起こった場合のフロー図



いじめ防止対策委員会
管理職・各学年代表・教育相談担当・養護教諭・SC
必要に応じて外部機関への協力依頼

- ① **事実確認・調査**
 - ・被害児童
 - ・加害児童
 - ・周りの児童の聞き取り
 - ・アンケート調査等による事実確認
- ② **報告・指導**
 - ・被害児童及び保護者への報告
 - ・加害児童及び保護者への指導
 - ・周りの児童への指導
- ③ **その後の対応**
 - ・被害児童の心のケア
 - ・見守り体制の確認
 - ・未然防止、早期発見の取組
 - ・いじめ防止啓発

